

平成28年度 第1回築上町総合教育会議 会議録

1 日 時 平成28年4月7日(木) 午前11時00分から午後0時05分

2 場 所 築上町役場 第一会議室

3 主席者

(構成員) 築上町長 新川 久三

教育委員会

委員長 野村 一成

委員長職務代理者 中村 ひろ子

委員 中嶋 哲子

委員 永井 和美

教育長 亀田 俊隆

(構成員以外の出席者)

八野総務課長、繁永学校教育課長、柿本生涯学習課長、桑野総務課長補佐、

鍛冶学校教育課長補佐、古市生涯学習課長補佐

(傍聴者) 1名

4 会議内容

午前11時00分開会

(1) 開会

○学校教育課長補佐(鍛冶 孝広君)

お忙しい中、出席をいただきまして、ありがとうございます。

本日の進行を務めます学校教育課長補佐の鍛冶と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、会議に入る前に、本日の会議の公開についてお諮りをいたします。

お手元の資料の中に要綱案がございますが、正式には本日の会議の中で御承認をいただくということになっておりますが、第6条に会議の公開に係る規定がございます。また、この会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中でも、公開をするということになっておりますので、本日の傍聴を許可してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○学校教育課長補佐（鍛治 孝広君）

それでは、傍聴を許可するということといたします。

それでは、ただいまから平成28年度第1回築上町総合教育会議を始めさせていただきます。

一昨年、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正をされまして、この総合教育会議の設置が義務づけられたというところがございます。会議の趣旨、内容等につきましては、後ほど事務局から説明させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

まず、この総合教育会議の設置者であります新川町長から御挨拶をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

（2）町長あいさつ

○町長（新川 久三君）

皆さん、こんにちは。今日は第1回目の総合教育会議ということでご参集願いました。法改正がありまして、町長も、教育委員会と一緒に築上町の教育の根本的な問題については中に入って協議ができると、このような法改正がございまして、今日の第1回目というふうなことでございます。

そういう形の中で、今日はちょっと設置要綱、これ大体、本当は告示したんやろ。（「まだしてないです」と呼ぶ者あり）してないの。（「はい」と呼ぶ者あり）きょうは告示日じゃないけどね。

そういうことで、今から設置要綱という形で、この会議の所掌事務等々を今から審議をしていくというような形になりますので、基本的な、今後、この会議は必要に応じて、定期的ではないですけども、年に数回行うべきだろうと、このように考えておりまして、そして、教育委員会委員の皆さんと私との意思疎通を図りながら築上町の教育を推進していくというふうなことになりますし、よろしく願い申し上げまして、御挨拶にかえさせていただきます。

○学校教育課長補佐（鍛治 孝広君）

ありがとうございました。

続きまして、教育委員会を代表いたしまして野村教育委員長から御挨拶をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

（3）教育委員長あいさつ

○教育委員長（野村 一成君）

野村です。どうぞよろしくお願いいたします。

年齢的には、私だけが飛び抜けて昭和一桁生まれの戦前生まれ、ただ一人だと思います。

最初この教育委員会の制度そのものは、敗戦後、アメリカの教育制度がそっくりそのまま日本に入ってきたのが教育委員会制度の始まりです。その当時は、教育委員は公職選挙法に基づいた選挙によって、教育委員は選ばれておりました。それが今の形にだんだん変わってきたわけですが、来年度、29年度からは、私が今ここでおる教育委員長そのものもなくなるわけで、市町村、都道府県の首長さん、それから直接教育の現場、また事務局を預かる教育長の権限が非常に大事になってくるわけですが、そういう意味で、きょうの第1回の会議がこれからの築上町の教育をどうするかということの大事な点になると思いますので、どうぞよろしくお願いいたしますと思います。

終わります。

○学校教育課長補佐（鍛冶 孝広君）

ありがとうございました。

続いて、教育長挨拶です。よろしくお願いいたします。

（4）教育長あいさつ

○教育長（亀田 俊隆君）

今回、築上町の総合教育会議が、地方公共団体、築上町の首長でございます町長様の招集で会議が開催できたということは、大変ありがたく思っております。

御承知のように、現在、地方創生の取り組みが築上町全体でも非常に活発に論議され、これから進行していくわけですが、教育もその地方創生の中の一つの重要な部分として位置づけられるというふうに考えております。

町長初め、町の執行部の方々にも御参加いただいて、教育に対してさまざまな御意見、御要望、そして具体的な政策についていろいろ御助言いただけるということは、大変ありがたく感じております。これが一つの、教育の充実・発展につながる一つのスタートだというふうに認識しておりますので、どうぞ、今後、築上町の教育に対しましてどうぞ御支援いただきますように、よろしくお願いいたします。

○学校教育課長補佐（鍛冶 孝広君）

ありがとうございました。続きまして、出席者の紹介です。

もう皆様、既に御面識があるかは存じますが、第1回目ということでもありますので、それぞれ自己紹介をよろしくお願いいたします。

(5) 出席者紹介

○教育委員長（野村 一成君）

野村です。どうぞよろしくお願ひします。

○教育長（亀田 俊隆君）

教育長の亀田です。よろしくお願ひします。

○教育委員（中村 ひろ子君）

教育委員の中村です。よろしくお願ひいたします。

○教育委員（中嶋 哲子君）

教育委員の中嶋です。よろしくお願ひします。

○教育委員（永井 和美君）

教育委員の永井です。よろしくお願ひします。

○学校教育課長補佐（鍛治 孝広君）

それでは、事務局のほうの紹介をさせていただきます。

○学校教育課長（繁永 和博君）

おはようございます。教育委員会学校教育課長の繁永と申します。よろしくお願ひいたします。

○学校教育課長補佐（鍛治 孝広君）

学校教育課長補佐の鍛治と申します。よろしくお願ひいたします。

○総務課長（八野 繁博君）

4月の異動で総務課長になりました八野と申します。よろしくお願ひします。

○生涯学習課長（柿本 直保美君）

おはようございます。4月の人事異動で生涯学習課長になりました柿本と申します。よろしくお願ひします。

○生涯学習課長補佐（古市 照雄君）

おはようございます。生涯学習課長補佐をしております古市です。よろしくお願ひします。

○総務課長補佐（桑野 智君）

おはようございます。総務課人事秘書係の桑野と申します。よろしくお願ひいたします。

○学校教育課長補佐（鍛治 孝広君）

あと、本日、学校教育課の尾崎指導主事が出席の予定でありましたけど、公務のため欠席しております。

続いて、協議事項でございます。

まず、1点目の総合教育会議についてということで、会議の趣旨、それから内容等について

事務局から説明をさせていただきたいと思います。

(6) 協議事項

○総合教育会議について

○学校教育課長（繁永 和博君）

座らせて説明させていただいてよろしいでしょうか。

新しい教育委員さんもおられますので、今までの流れを少し簡単に説明させていただきたいと思います。

この大きなA3のカラーの2枚続きがあろうかと思います。これに沿って説明させていただきたいと思います。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年度4月1日から施行されまして、昨年度の4月から施行されたということでございます。その中に、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るものとし、地方に対する国の関与の見直しを図るということで、大きく4点が今回改正されております。

その中で、先ほど野村委員長のほうから説明がありましたが、教育長ということで、教育委員長と教育長を一本化するということで、新しい教育長ということでございます。

2点目は、教育委員会の中で教育長へのチェックの強化ということで、会議の透明化を図りたい、図っていくということでございます。そして、総合会議ということで、全ての地方公共団体に総合教育会議を設置するということになっております。そして、それに伴いまして大綱、教育大綱を設置するということになっております。

主に大きく変わっておりますところが4点でございます。新法が4月1日から施行されておりますが、本町におきましては旧法の形で教育委員長と教育長を、教育長の任期満了まで、今の形で行くということになっておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

2枚目でございますが、総合教育会議ということで、今回は初めてでございますけど、首長が招集して会議を原則公開するとか、いろいろなこと、この後、詳しく説明させていただきますが、この中にありまして、4項めに大綱を作成するということになっております。流れ的にはこういう形で、新しい新法で教育総合会議を設置するということでございます。

それでは、資料のほうをよろしく願いいたしたいと思っております。次第の次にございます、下のほうに1と書いております、1ページでございます。教育総合会議ということで、町長と教育委員会が重要な教育施策について協議、調整を行い、方向性を共有しながら教育行政を進めていくというものでございますので、この中に概要から、ずっと位置づけをされておりますが、主にというところを読んでいきたいと思っております。

概要、総合教育会議を設置することにより、教育に関する予算の編成・執行や条例提案など、重要な権限を有している地方公共団体——町長でございますが、と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層、民意を反映した教育行政の推進を図るということで、大きな目標がここにあります。

位置づけでございますが、地方公共団体、町長が教育総合会議を設置するということでございます。会議構成員でございますが、地方公共団体、町長と教育委員会で構成するということでございます。いろいろございますが、次に行きたいと思っております。

2 ページ目でございます。協議・調整事項ということで、この中で協議していくということで、地方公共団体、または町長、または教育委員会が特に協議・調整が必要な事項があると判断した事項について、協議または調整を行うものであると。ただし書きであります。教育委員会が所管する事務の重要事項の全てを協議し調整するという趣旨で設置するものではございませんということで書いております。

下のほうに協議すべき事項ということで、大きく3項目が上がっております。大綱の設定に関する協議、教育を行うための諸条件の整備、その他の地域の状況に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため、重点的に講ずべき施策についての協議。そして、児童生徒等の生命または身体に現に被害が生じ、または、まさに被害が生じるおそれがあると見込まれる場合等の、緊急の場合に講ずべき措置についての協議ということで、大きくこの3項目について協議を行っていくということでございます。

先ほど言いましたが、協議すべき事項でないということで、教育委員会が今まで行っている内容でございますが、教育委員会の中で教科書の選択、個別の教職員の人事等、特に政治的中立性の要請が高い事項については、しませんよと。それで、日常の学校運営に関するささいな事項ですかね、事項についても教育委員会のほうでしてくださいということになっております。

会議における調整等ということで、教育委員会の権限に属する事務については、予算の編成・執行、条例提案、児童福祉、青少年健全育成など、地方公共団体の長の権限に属する事務の調和を図るということで、今まではこういう形で、福祉関係とか子育て支援に対することにつきましては、教育委員会のほうでは協議しておりませんが、この中で皆さんで協議していこうということでございます。

協議における調整とはということで、調整を要しない場合も含め、自由な意見交換をして、幅広く行われるものとするということで書いております。

続きまして、内容につきましてはちょっと飛ばしまして、4 ページでございますが、4 の協議・調整した結果を尊重義務ということで、この中で、総合会議の中で行われた事項につきましては、調整が行われた双方が合意した事項については、お互いその結果を尊重しなければならない

いということになっております。

第5、会議の公開と議事録の作成及び公表ということで、会議は原則として公表する。ただしということで、ただし書きがありまして、非公開とする場合は、いじめ等の個別事案における関係者の個人情報等を保護する必要がある場合や、次年度の新規予算事業に関する具体的な補助事業の額や対象の選定等、決定の前に情報を公開すると、公益に害する場合等が想定される場合は非公開でもよろしいということでございます。

そして、町長は、議事録を作成し、公表するよう努めるということで、公表していきたいということで今回からしていきたいということでございます。

その他でございますが、総合教育会議は、協議を行うに当たり必要があると認めるときは、関係者または学識経験を有する者から、協議すべき事項に関して意見を聞くことができますということでございます。

その他いろいろなことにつきましては、総合教育会議の中で定めていくということで、主要内容につきましてはこういう形で、これをもとに次におきまして、5ページ目をお開きください。

築上町総合教育会議設置要綱（案）ということで、今日、諮らせていただきます。先ほど説明した事項が全部入っておろうかと思いますが、主に第2条、会議は、次に掲げる事項に関する協議及び調整を行うということで、1、築上町の教育、学術、文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）の策定に関すること。それと、2、築上町の教育を行うための諸条件の整備、その他地域の状況に応じた教育、学術及び文化の振興を図るための重要点に講ずるべき施策に関すること。3、児童生徒等の生命または身体に現に被害が生じ、また、まさに被害が生じるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関することということで、大きくこの3項目につきましては、これから協議していくということになるかと思いますが、

組織でございますが、町長と教育委員会をもって構成すると。

そして、招集につきましては、町長が招集し、会議の議長となるということでございます。

また、教育委員会は、その権限を有する事務に関して協議する必要があると思料するときは、町長に対して協議すべき事項を、項目を示して、会議の招集を求めることができるとございます。

そして、5条を飛ばして6条ですが、会議の公開ということで、会議は公開するものとする。ただし、個人の秘密を守るため必要があると認めるとき、会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、または、その他公益上必要があると認めるときは、この限りでないということでございます。

それと、第7条、議事録の作成及び公開。町長は、会議の終了後、遅滞なく議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし書きがございますが、前文でございますが、規定により非公開とした場合については、公表しなくてもいいですよということになっております。

調整結果の尊重ということで、先ほども説明しましたが、会議において構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員はその調整の結果を尊重しなければならないということになっております。

第9条のほうで、庶務関係でございますが、総合教育会議におきましては、会議の庶務は教育委員会学校教育課において処理するということでしております。この教育会議の内容につきましては、ほかに設置する場合につきましては、会議で定めるということにしております。

今回、総合教育会議設置事項、設置要綱につきましてお諮りいたしまして、きょう承認していただければと思っております。

参考的に7ページに、運営に関する法律に関する抜粋がついております。この抜粋の内容がほぼ設置要綱の内容になっておりますので、これも併せて見ていただければと思っております。

以上です。

○学校教育課長補佐（鍛治 孝広君）

一通り、この会議の流れといいますか、内容と、あと設置要綱案について説明をさせていただきました。何か御質問はありませんか。

○町長（新川 久三君）

これは案よりも、本当は告示しとかな。この会議、成立してないんやな、基本的には。先に設置をしとかな。

○学校教育課長（繁永 和博君）

この設置案につきましては、総合教育会議で諮って、承認いただくということになっておりますので、きょう承認していただければ、告示をしまして、それから施行すると。第2回目からは、町長が司会進行するという形になろうかと思えます。きょうは第1回目ということで。

○町長（新川 久三君）

それなら、4月1日を4月7日にしないと。

○教育委員（中嶋 哲子君）

私もそう思っていました。今日にしないと、おかしい。

○町長（新川 久三君）

そうですね。

○学校教育課長（繁永 和博君）

はい。告示といいますか、施行につきましては、平成28年4月7日から施行されるということをお願いします。

○学校教育課長補佐（鍛治 孝広君）

はい。では、附則の施行日についてでございますが、平成28年4月7日から施行するとい

うことで変更させていただきたいと思います。

その他、質問、御意見は。

○町長（新川 久三君）

別に。もう良いに決まっている。（笑声）

○学校教育課長補佐（鍛冶 孝広君）

でありましたら、この設置要綱については、速やかに制定を、告示をさせていただきたいというふうに思っております。

続きまして、協議事項の2点目でございます。教育大綱の策定についてということで、事務局から説明をさせていただきます。

○教育大綱の制定について

○学校教育課長（繁永 和博君）

教育大綱でございますが、先ほど要綱の第2条にございましたが、大綱を制定するという事になっております。

本町におきましては、大綱に準ずるものといいますと、築上町の教育行政方針になろうかと思いますが、本町におきましては、今年度、平成28年度、町の総合計画を作成することになっておりますので、それと併せましてというか、それを踏まえながら、一緒に築上町の教育行政方針を踏まえ、教育大綱を作成したいと考えております。

本町の町の総合教育計画でございますが、企画課のほうにちょっと確認したところ、本年度中に作成するという事でございますが、大綱もございますので、素案が出た時点でちょっと聞きながら、それを踏まえ、教育方針と一緒にあわせながら大綱を作成して、素案をつくって、次回までの総合会議に諮りたいと考えております。

総合計画につきましてはまだちょっとございませんが、築上町教育行政方針につきましてはありますので、教育長のほうから、簡単でよろしいので、ちょっと説明をしていただければと思います。

○教育長（亀田 俊隆君）

それでは、平成28年度築上町の教育行政方針について説明をさせていただきます。座ってさせていただきます。

9ページでございます。28年度の築上町の教育行政方針、28年4月1日付で作成しております。これは3月の時点で教育委員会を開催し、そこで提案、審議、そして決定をして、決定を見たものでございます。

それでは、説明させていただきます。まず、基本方針です。大きく2つ項目を上げておりま

すが、築上町の教育は、当然、築上町の行政の総合計画の中で行われるものでございまして、小・中・高等学校、さらにその後の生涯にわたって、町民の教育にふさわしい、そういう内容をやっていきたいと。特に、築上町の郷土の自然、文化ですね、豊かなものがございますので、それを生かしながらやっていくということでございます。当然、社会との、地域との連携が必要でございまして。

もう1点は青少年ですね、心豊かで、将来社会に出て有為な、社会のために役に立つ、そういう人材育成を目指して、基本方針として2項目を定めているところでございます。その方針に基づきまして、まず基本目標として、大きな目標をそこに掲げております。ちょっと読ませていただきます。志を持って意欲的に学び、自立心と思いやりの心を持つ、たくましい子供の育成、これを基本目標とし、それに基づいて6項目の重点目標を二重丸で掲げております。

これもちょっと読ませていただきます。確かな学力を育み、個性や能力を伸ばす学校教育の充実、豊かな人間性や志を持って、たくましく生きる力を培う教育の推進、生涯学習社会の実現を目指す社会教育の推進、特色ある町民文化の創造、生き生きとしたスポーツクラブの創造、人権尊重精神を育成する教育の推進、この6項目を基本目標の中の重点的なものとして、それに基づきまして以下、一つ丸の、これは全部で19項目がございまして。

これは全て見ていきますと、時間がいつまでたっても足りませんので、ご覧いただいて、今年度、特にやってみたいなと思うところをちょっとお話しさせていただけたらと思います。

さまざまな教育的な目標がございまして。これに基づいて、また具体的な内容について、また後ほど記述がされていくわけでございますが、学校教育、社会教育、両面にわたって、ここに基本的な目標が掲げられているわけでございます。ご覧いただけたらと思います。

学校の充実、学校教育の充実でございますので、まず教職員、校長を初め教職員が指導力の発揮をしなければなりませんし、子供たちがそれに素直に従って、生き生きと学校で勉強ができる、そういう体制をつくるための方策がいろいろ述べられております。

例えば下から2行目、ふるさと教育というものを本年度新たに設置いたしまして、郷土に対する愛や地域貢献の心を育てるような、そういう取り組みをぜひやっていきたいというふうに考えております。

次のページをお願いします。10ページです。そこにまた項目が幾つか出てきますが、町のほうから大変補助などをいただいて、ICTの設置をいただきました。大変ありがたいことで、このICTのみに頼るわけにはいきませんが、これを十分活用して子供たちの学ぶ意欲などを育てていきたいと考えております。

あと、スポーツの充実、文化の充実等、あるいは築上町の産業、文化を活用するようなまちづくり、これの教育のお手伝いが当然求められておると思います。

それから、読書活動、児童生徒の読書活動を進めて、心豊かな人材へと育てたいと考えています。

それから、まず3、学校教育についてです。まず、学校教育について、学校教育課の管轄でございます。ただし、学校教育というのは、生涯学習課と重複する場面もたくさんございますので、その点ですね、含んでいただけたらと思います。

まず、学校教育についての重点的な施策について書かせていただいておりますので、これはご覧いただきてよろしいかと思えます。基本的な、重点的な項目について、いろいろたくさんの項目が並びますけれども、まず学校教育の全体的な、教育課程についての点、ご覧いただけたらよろしいかと思えますが、お願いします。

それから、右のページにまいります。11ページです。生徒指導について、子供たちの学校の生活はこの生徒指導が要でございますので、これがしっかりできないと、勉強や、その他の運動、部活動もできませんので、この生徒指導は非常に重要な項目と考えております。

それから、教職員の育成、これも非常に重要でございます。教職員の力が子供たちの力を育ててくれると考えております。

それから、食育、これは築上町、非常にありがたいことで、それぞれの学校で貴重な、おいしい食事を作っていただいておりますので、米飯給食ですね、5日制をさせていただいております。

それから、人権同和教育の推進について、次のページにわたって出てまいります。

そういったことに基づいて、更にまた具体的に28年度の取り組みについて、まず1番、学力向上の取り組みです。学力向上、これはもう学校教育の最重点項目でございます。そこに1番から9番までございますが、さまざまな、いろんな国のテストもございますが、これに全国平均を上回るのが町の大きな目標としております。

それから、⑤学校間連携、小小、小中、中中の連携を今年、取り組みを進めてまいりたいと思えます。これには高校は書いてございませぬけれども、当然、築上西高校が町内にございますので、築上西高校との連携も当然視野に入れながら進めてまいりたいと思えます。それから、郷土の歴史、文化、これの活用、それからアクティブラーニングという最新式の教育です。

次、2番目、個性や能力を伸ばす教育です。少人数、習熟度別、このために町のほうから非常に手厚い教員の、町雇用の教員の配置をいただいております、それを十分活用して、少人数や習熟度あるいは複式の解消等、活用させていただきます。

それから、道徳教育の推進、心の教育です。重要でございます。

右のページにまいります。13ページです。特別支援、これも各小中学校、特別支援教育を現在行っております。

それから、食育、それから6、いじめ・不登校問題の解決、スクールカウンセラー、これも

町のほうから県にプラスして、スクールカウンセラーの活用の経費を頂戴しております。本当にありがたいことでございます。

それから、家庭・地域の連携等、もう皆さんも御存じのような早寝・早起き・朝ごはん運動、土曜授業、これも年間数回行っております。

それから、携帯電話、これは最近非常に問題になっておりまして、町として、委員会として、各学校に、この携帯電話、スマートフォンの利用についてのPRのための、制限についてのお願いの文書を作成し、配るということになっております。

それから、読書の読書環境づくりです。

それから、14ページをお願いします。これは安全安心、これも重要でございまして、地域の皆さんから非常に御協力いただいて、民生委員の皆様、それから地域の活動、登下校等、大変ありがたいと思っております。

それから、築上町から奨学金制度ですね、援助をいただいております。

それから、学校、学校はできるだけ地域に活用させていただくということで、いろんなスポーツ、文化、各学校の校内でいろんなスポーツクラブ等も活用をさせていただいております。

それから、健康教育です。最近、一番下のいわゆる食物アレルギーですね、これが一番の学校給食の中でも注意しなければいけないことで、アレルギー疾患の対応は、給食ですね、十分配慮するように指導をしております。

余り長くなってはあれですが、次、15ページから、これは今度は生涯学習課、社会教育の分野でございます。生涯学習でございますので、子供たちを初め、大人の皆様の健康、生き生きとした生涯のスポーツ・文化活動に支援できたらということで、そこに基本的な方針が書かれております。

それから、次、目標です。ご覧いただいて、今申したような、少子高齢化社会の中で生き生きとした生涯学習の充実に努めるということで書かれております。

まず、子供、子供の健全育成についてのことで、このあたりは生涯学習課が実施する子供の育成についてでございます。さまざまな取り組みが行われておりますので、お願いします。

次、16ページでございます。通学合宿、これは非常にありがたいものでございまして、築城、椎田、葛城、西角田で実施していただいております。地域の方に本当に感謝をしたいと思っております。

それから、地域社会のこと、1番から4番まで、重点的な地域社会の取り組みがなされております。

生涯学習の分野、人権同和、それから中央公民館の活動の充実、それからスポーツ分野のことも非常に具体的に述べられております。自治会の件も一番下でございます。

それから、17ページです。重点的な施策として1、2、スポーツ大会の取り組み、それから、しいだコミュニティ倶楽部の育成・支援についてです。

それから、文化財保護等につきまして、文化財、この中では旧蔵内邸、それから船迫、窯跡公園での歴史民俗資料館のこと等です。

特に、ちょっと下のほうになります、戦国のムラ、宇都宮ですね、家臣屋敷再生活用事業、これが町の御援助で今後推進されていくということでございます。

それから、次のページをお願いします。18ページです。一番上、上から2番目ですね、豊前神楽、この豊前神楽は重要文化財ですね。

今後、こういった取り組みを通じて、ふるさとに対する愛着や愛情がまた深まっていければ、古民家調査等も入れております。

それから、保護事業ですね、ご覧ください。

それから、管理運営、船迫、先ほど申した船迫窯跡公園、民族資料館、旧蔵内邸等について書かれております。

それから、4項目、地方創生事業です。旧豊前宇都宮の本拠地でございます城井谷の旧家臣屋敷ですね、それから旧竹内邸の保存整備、古民家レストランの活用等です、について、これから取り組んでまいりますということです。

それから、公民館のことにつきまして、目標、重点施策等が出てまいりますので、これはちょっとご覧いただけたらと思います。

町民大学、右の一番上、①築上町民大学講座の運営です。

それから、公民館、町民文化祭について、公民館活動等について記述されております。

それから、コミュニティセンターにつきまして、パソコン講座、サークル、アンビシャス広場、町民文化祭、町民大学講座等ですね。

それから、最後に図書館の活用につきましてのことでございます。図書館の整備、充実、発展を図るための施策が出てまいります。

それから、最後、20ページでございます。⑤築上町子どもの読書活動推進計画というのが国県で定められていますので、これを今後、家読事業を小学校で行ってまいります。

非常に何か大まかな説明でございました。どうぞ御審議いただきまして、その内容についてよろしく願いいたします。

以上です。

○学校教育課長補佐（鍛冶 孝広君）

ありがとうございました。

一応、教育大綱の制定についてということで、協議事項をここでちょっと1回閉めさせてい

ただ、今、教育長が説明をいたしました教育行政方針に対しての御意見等も含めて、次の意見交換の中で御意見を賜りたいというふうに思っております。

意見交換に移らさせていただきたいと思っております。意見交換については、皆様方が自由に、これからの築上町の教育行政について御意見を交換していただくという場にさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

どうぞ、発言をされる方よろしくお願ひいたします。

(7) 意見交換

○町長（新川 久三君）

ちょっと11ページの使命感あふれる教職員の育成についての指導ということで、これは教育事務所は全く上がってないが、教育事務所と一緒にやらないと、町教委だけの問題じゃないんじゃないかなと思うんですよ、この分は。

だから、県教委のいわゆる末端である教育事務所と、今回の不祥事でも、椎田小学校の不祥事があった、こういうのもやっぱり教育事務所と連携しながらやっていくちゅうのをどこかに盛り込んでいったほうがいいんじゃないかなと思うんですね。

○教育長（亀田 俊隆君）

そうですね、おっしゃるとおりでございます。ちょっとここに記述がございません。本当、実はもう、今、町長から御指摘いただいた点は、ずっと実は日々連携をしております。

○町長（新川 久三君）

教育事務所もしくはね、福教組まで入れても僕はいいと思う。労働組合あたりと一緒にやらないと、これは使用者側だけでなく、組合のほうにも協力を求める形で、一緒のやっぱりこういう話し合いの場をつくったほうがいいんじゃないかなと思うんですけどね。

不祥事が起こらないような一つの問題提起をやりながら、組合はどうするかという考え方も聞く必要があろうと思うし、それから教育事務所あたりの、そして築上町で予算が要れば予算をつけていくという形を僕は作っていったほうがいいんじゃないかなと思うし、築上町の教職員だけの研修会、やっぱり県教委も一緒に入ってもらいたいという形がいいんじゃないかなと思うんですけど、どうですかね、その辺は。

○教育長（亀田 俊隆君）

そうですね、県教委との連携ですね。今までずっと連携してきて。

○町長（新川 久三君）

組合は少なくとも、これは協力してもらい必要があろうしですね、やっぱり。

○教育長（亀田 俊隆君）

そうですね。この書き方がなかなか難しい。福教組は協力していただくですね。

○町長（新川 久三君）

県教委等という形で。

○教育長（亀田 俊隆君）

県教委等ですね。いろんな要望もですね、実は私のところに福教組の要望が、要望事項がありました。

○町長（新川 久三君）

いや、僕のところにも来るからね。逆に今度は僕が、こういうのはちょっとどうするんかちゅうて福教組のほうにお願いしようかなと思ったんです。

○教育長（亀田 俊隆君）

福教組との連携ということまではちょっと入れにくいとは思いますが、各種、県教委等ですね。

○町長（新川 久三君）

「等」を入れる。

それと、あと、社会教育のところで僕が一番気がついたのがですね、これはいつも、古市君にいつも言ってるんですけど、B&Gの施設をもうちょっと有効利用ということで、B&Gの財団のほうもね、これはこの前、教育長も一緒に行ったときに、地域と一体となった利用方法を考えると、もうちょっと有効的に利用してほしいというB&Gの施設の施策。プールは本当夏の一部だけだからですね、年がら年中利用できるような施設にして、それも地域を巻き込んだ形の地域ぐるみのB&Gと。

そうすれば、地域の皆さんも、健康志向の人たちが来て、ちゃんと冬でも来てもらえるという状況になれば、わざわざ行橋、豊前に行かなくて済むような施設にできたら、それが町営施設の活用。

○教育長（亀田 俊隆君）

活用ですね、B&Gのさらに有効活用ですね。

○町長（新川 久三君）

そういう形で、余り詳しく書かんでええから、B&G施設の有効活用。

○教育長（亀田 俊隆君）

有効活用ですね。

○町長（新川 久三君）

大体、今ぱっと気がついた、それが。

○教育長（亀田 俊隆君）

どうぞ、活発な意見を出していただいたほうがありがたいですね。

○町長（新川 久三君）

だから、大きい5番目かな、19ページのコミュニティセンターの後にあるけど、B&G施設の有効利用ということで、そこに。体育館は割と使われているんだけどね、築城のね。艇庫もあんまり使われてないやろう、今。

○生涯学習課長補佐（古市 照雄君）

夏の期間は艇庫。

○町長（新川 久三君）

夏だけやろう。

○生涯学習課長補佐（古市 照雄君）

はい。

○町長（新川 久三君）

何か冬できるようなあれがあればいいがなと思うけど。当然やっぱり施設改良も必要になってくる可能性もあるな。冬使えば、温かい暖房施設をちゃんと作らないかんからですね。

割と細かいことまで掲がってこっちよるね、やっぱりね。

○教育長（亀田 俊隆君）

ええ。具体的なところまで、はい、載っております。

○町長（新川 久三君）

書いてあるのも、もう全部。予算は何とか持ってこないかんから、国のほうにまた。今、割とね、こういう施設というのが過疎債がもらえるから、割と計画をやりさえすりゃ、県が認めて、国が認めるといった形になるから、できれば補助金がつけば一番いい。補助金がついたものに過疎債をつけていくという形になる。ちょっと僕が気がついたのはそれぐらいです。

図書館も、もう一つ、読書を子供たちにしてもらおうという方法も何とかやっけていかないかんかなと思うしね。

○教育長（亀田 俊隆君）

そうですね。

○町長（新川 久三君）

やっぱり本を読むのが一番いいごとあるね。

○教育長（亀田 俊隆君）

学校もですけど、町の図書館もちょっと横ばいでもんね、貸し出しがですね。一部データがここに出てますけど。もう少し図書館を活用していただけるようにですね。

○町長（新川 久三君）

時間がたったら図書、どこか直してしまうんやろう。あれをもっとどうか有効に使える方法をさ。古い本を読むのはいいんよね、あれはね。

○教育長（亀田 俊隆君）

そうですね。

○町長（新川 久三君）

新しいのが出て、入らんごとなったら、どんどん直してしまうよね。

○教育長（亀田 俊隆君）

そうですね。

○町長（新川 久三君）

それか、廃刊にして、皆さんに配布したりしよるの。

○教育長（亀田 俊隆君）

置き場所が少しやっぱ狭いもんですから。

○町長（新川 久三君）

だから、もうちょっと充実せないかんかなと思うんですよね。

○教育長（亀田 俊隆君）

そうですね。

○町長（新川 久三君）

もう一つ。新しい施設を作って、コマーレと一つの施設にすればいいかなと思ってるけど。庁舎を建てるときに検討しよう。

○教育委員（中嶋 哲子君）

先日、それに関連して、築上町の子ども読書活動推進計画というのはあるんですけど、本当に形だけというか、中身がないものなので、それを早く中身のあるものにして、ホームページに載せるなり何なり、きちんとしたものをつくってほしいと思います。そこがないと、先に進まないんです。

○町長（新川 久三君）

何か本を読んで感想文を出してもらって、優秀賞とか何か。

○教育長（亀田 俊隆君）

表彰してあげるとかですね。

○町長（新川 久三君）

うん。そんな制度をやっぱ創ったら、皆さん、本を読んで感想文を書いてくれるとか、そういう話も出てくるんじゃないかなと。だから、本を読んで感想文を出そうと、そうすれば、また頭に入るしね、感想文を書けば、また本を読んだ形の中でね。そういう一つの皆さん、賞をや

るとかね、そういう方法も一つ考えていいんじゃないかと。そしたら図書券を交付するとか。

○教育委員（中嶋 哲子君）

広報に載せてね。

○教育長（亀田 俊隆君）

励みになりますからね。

○町長（新川 久三君）

本を読めば図書券もらえる、感想文代。そういう方法もいいかもわかりません。

○教育長（亀田 俊隆君）

そうですね。

○教育委員（中村 ひろ子君）

それを家読と関連させたらいいですね。学校にやってしまうと、学校は県の分があるでしょう、県の感想文があるから、家読との関連で町単の感想文の表彰をしてあげてということをしていくと。

○町長（新川 久三君）

この会議の名のもとに、関連でね、一応感想文を、本を推奨して。

○教育委員（中村 ひろ子君）

そしたら、家読が割と実践的になってしまっ。

○町長（新川 久三君）

この教育会議が表彰するとか、そういう方法もいいんじゃないかと思うよね。

○教育委員（中村 ひろ子君）

そうですね。

○教育長（亀田 俊隆君）

この今、読書推進計画についてはですね……

○町長（新川 久三君）

次回にそういうことで議案をつくって。

○教育長（亀田 俊隆君）

ええ。学校と連携をして、ちょっと立ち上げるための何か、まずそれが必要でございますので、そこからということになると思います。

○教育委員長（野村 一成君）

3年ぐらい前から、町単の、子供のリーダーの養成が、育成があったでしょう。（「読書リーダー」と呼ぶ者あり）あれが何か全然活用されていないとかね。学校の中でのことだからね、夏休みに行って、そのリーダーの資格はないけど、そういうのを取ったら、それが中心にな

って、学校の読書活動が盛んになると。いつの間にか消えてしまったような形。

○教育委員（中嶋 哲子君）

築城小学校は読書リーダーがいるんですけど、図書委員さんが毎年決めるんですよ。今も、今年も2人、図書委員さんの中から2人決めて、でもその子たちの活動する場がないんですよ。なので、読書ボランティアがやっているお昼のおはなしの部屋の中で、ちょっと本を読んでもらったりとかいうことしかなくて。

○町長（新川 久三君）

この前、ちょっと指導を受けたからね、図書、読書の推進ちゅうことで。

○教育長（亀田 俊隆君）

活動の場ですね。

○教育委員（中嶋 哲子君）

そうです。せっかく、そういう意欲を持っている子になっているので、もう少し何かしてあげたいなと思うんですけど。

○町長（新川 久三君）

項目が上がるのは上がっちゃうけど、なかなか全部は、全てできちゃうかといったら、できてないものも多いな、やっぱり。項目には上がったのが多いんだけど。

○教育長（亀田 俊隆君）

そうですね。

○教育委員（中嶋 哲子君）

それと、もう一ついいですか。ICTの教育についてですけど、昨年度、授業とかを見せていただいて、機器を使った授業を見せていただいて、先生たちはやっぱり大変だろうなというのはすごく感じるんです、あの機器を使いこなすのに。

見ていると、やっぱりどこで使えば有効かというところが、やっぱり今、なれる段階なので、最初から最後まであれに頼っているというところもあったし、どこで使えば有効なのかとか、そういう技術的なもの、スキルのものを勉強していくというか、していく時間がなかなかとれないですよ。

だから、そういう機器のコーディネーターみたいなスキルを持った方っていうことは、今いらっしゃるんですかね。

○学校教育課長（繁永 和博君）

いえ。今年度はちょっと採用しておりません。学校独自で、校長会でお伺いしたところ、先生方も、少しずつではあるけど、出来るようになったからということで。

○教育委員（中嶋 哲子君）

そうなんですか。

○学校教育課長（繁永 和博君）

はい。余り頼り過ぎると、先に進まないちゅうような、そういう意見もございましたので。

○教育長（亀田 俊隆君）

今月2回、ICT研修会を行うんですね。11日にICT研修会を八津田小学校で行いますね。それから、今月の25日にICT研修会を今度は築城中学校で、小、中、それぞれ4月にICTの活用についての研修会を開催予定にはしておりますね。

○教育委員（中村ひろ子君）

その内容なんですが、さっき先生が言われましたように、使い方そのものの研修なのか、どうすれば有効に使えるかという内容なのか。今、多分研修会は主には使用の仕方じゃないかと思うんです。どう使うかという使い方、技術的な面。でも、その内容的に有効活用というところに今後は焦点を当てていかなきゃいけないのかなというの思います。

ですから、その研修会も、使い方というより、技能的な研修会で、多分、今までの指導者というの、技能的な指導者だったと思うんですよ。それが有効的な部分ってなると、またちょっと考えていかなきゃいけないのかなと思いますね。ちょっと別々のあれで。

○教育委員（中嶋 哲子君）

私が言ったのは有効的な使い方。

○教育委員（中村ひろ子君）

有効活用でしょう。（「そうですね」と呼ぶ者あり）だから、全てこれがあるからって、お飾りみたいに学校訪問のときにぼんと出されるよりは、授業のどの場でこれを使えばいいかって、使わなきゃいけないという感じじゃなくて、使いたいという方向にやっぱりもって行かなきゃいけないのかというふうに思います。

○町長（新川 久三君）

それと、もう一ついいかね、国際理解という課題の中で、今まで椎田小学校と、中国の南京市の中日友好希望小学校と姉妹校の締結をしておりましたが、尖閣諸島でちょっと中止になっておる。

それと、築城もですね、築城小学校は金壇市というところの薛埠鎮中心小学と姉妹校。これも表敬訪問する2週間前に、日中がドタバタなって、キャンセルというようなことになって中断してますけど、先般、私が28日の日に中国に行ってきました。そして、向うの状況を見て、向うの、ちょうど福岡県と江蘇省が友好協定を結んで、桜の公園をつくってるんですね。その20周年記念式典があって、県知事も一緒に行きましたし、それから県議会の皆さんが総勢3名ぐらいいたのかな。それと、あと桜の、いろんな形で皆さんが総勢100名を超えていたと思

ますけどね、一応桜の20周年記念。

そのほかに中日友好希望小学校の児童も代表で来ておりまして、再開できるかということを経済省の外事委員会という委員会がありますから、そこのトップと話をして、今年はまだ大丈夫ですというようなことで、一応交流を再開しようかなと、姉妹校の締結を結んでおるんで、出来れば10月の初めぐらいに行こうかなということ、今度、6月議会には予算をちょっと上げようかなということ、思っております。

そういう形の中で、一番近い中国と、政治体制はちょっと違うんだけど、違うところ、日本のいいところをちゃんと見てもらいながら、そして日本は中国からいろんなことを学んできたんだよと、全てですね、文字から全ての文化を学んできて、日本流にちょっとアレンジしたのが日本の文化だよというのをちゃんと解かってもらえればいいかなということ、それとやっぱり一番近い国だし、仲よくやっぱりしていかなきゃいかんと、政治体制が変わる、いずれはまた中国も変わってくるんじゃないかなと思うんですね。

そういうことで、交流を再開しようかなと思っておりますので、どうなのかなということ、皆さんのやっぱり意見を求めながらやっていかなきゃならぬですね。

○教育長（亀田 俊隆君）

交流はですね、国際理解の上でもよろしいかと思えます。ただ、このいわゆる安全といえますかね。

○町長（新川 久三君）

受け入れ体制はもう万全ということ。

○教育長（亀田 俊隆君）

安全がやっぱり一番重要ですね。

○町長（新川 久三君）

中央政府はちょっとやっぱり悪いね。地方政府のほうは、福岡県ともものすごく仲良くしたいという気持ちを持っているけれども、中央のほうはちょっと。それもだんだん落ちついてきたという話なので、去年の暮れぐらいから向こうの人代というのが、人民代表会議というのがあって、ここの常務委員会の副主任というのがナンバー2なんですね、福岡に来たときに僕もちょっと会って、来年ぐらいがいいかなという話もして、今回行ったら、オーケーですということをお墨つきをいただいたんで、再開して、町の予算を組んで、どうだろうかと思っております。そういうことでございます。

○教育委員（中嶋 哲子君） 済みません、大綱のイメージ的なものというものは、イメージというか、例えばその中に先ほど教育長が言われました教育行政方針がどのように入るとか、大きなテーマは大体教育行政方針の中に、このテーマがここにあるとかいう大きな流れみたいな、つ

かみみたいなのはできてあるんですか。（「まだ何も。」と呼ぶ者あり）それがないと、何かこう。

○学校教育課長（繁永 和博君） 大きな骨格になるんでしょうけどね。

○町長（新川 久三君） 基本方針と基本目標の中で検討したらいいんじゃないですか。

○教育委員（中嶋 哲子君） それがこっちに来る、大綱に来るという形でいいんですかということ。

○教育長（亀田 俊隆君） 大体そういう形になると思いますけどね。

○町長（新川 久三君） そうね。

○教育長（亀田 俊隆君） あんまり具体的なところはね、大綱には入らないかなと思うんですよ。

○町長（新川 久三君） 教育委員会は去年パンフレットをつくっていた。あの中には、基本的なことを書いていたようだが。

○教育長（亀田 俊隆君） あれはよくできてますね。

○町長（新川 久三君） 何かちょっと大綱はやっぱり早めに決めにゃいけないのよね。策定って書いとるですね、大綱の策定って。この方針を何か決めにゃいかんのよ。早めに。次には、じゃあ、大綱を作るようにせないかん、そうなるよ。

○学校教育課長（繁永 和博君） はい。素案ですかね、を作って、ここでまた協議してもらおうと。

○教育長（亀田 俊隆君） 次はその審議が中心になると思います。

○学校教育課長（繁永 和博君） そうですね、そうなるかと思います。

○町長（新川 久三君） 基本はこの中には入っとるけど、基本方針の中に。基本方針と基本目標か。（「はい」と呼ぶ者あり）

○教育委員（中嶋 哲子君） これって学校のことが主ですかね、学校が。（「そうですね」と呼ぶ者あり）そしたら、やっぱり1個、家庭の教育力みたいなものが大綱には入るんですかね。

○教育長（亀田 俊隆君） そうですね、そのほかでですね。結局、地域、家庭が分かれておるんですね。去年つくったですね、あれの形をどうこれに入れるかですね、大綱のほうに。

○教育委員（中嶋 哲子君） そうですね。

○教育長（亀田 俊隆君） はい。その辺はまた御意見をいただかなきゃいけませんね。大綱は首長が定めることになってますので。（笑声）

○町長（新川 久三君） 僕が定めるの。

○教育長（亀田 俊隆君） そうです。

○町長（新川 久三君） この中で決めにゃいかんのやないの。

○教育長（亀田 俊隆君）　そうですね。はい、そうです。言い方が悪かった。

○学校教育課長補佐（鍛冶 孝広君）　それでは、ちょうどお昼も過ぎましたので、第1回目の意見交換はこれで終わりということによろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

あと、課長が申しましたように、今日、説明した教育行政方針、それからまた、今日いただきました御意見等を踏まえながら、大綱の案を事務局のほうで素案をちょっと作ってまいりたいと思います。また、その素案をこの会議の中で御議論していただくというふうにさせていただきたいと思います。

そういうことで、本日の第1回の総合教育会議をこれで終了したいと思います。本日はありがとうございました。

午後0時05分閉会
